第 3 回東京都公立大学法人評価委員会

東京都大学管理本部

平成17年2月3日(金) 15時00分~17時00分 第一本庁舎42階特別会議室B

- 1 中期目標(素案)
- 2 役員報酬基準(案)
- 3 その他

配布資料

- 1 公立大学法人首都大学東京中期目標(素案)
- 2 第2回評価委員会の主要意見とそれに対する修正等
- 3 首都大学東京と都の美術館等との連携の推進
- 4 公立大学法人首都大学東京の役員報酬基準(案)について

原島委員長 それでは、定刻でございまして全員おそろいでございますので、第3回東京都公立大学法人評価委員会を開催いたします。

早速議題に入りたいと思います。中期目標(素案)についてでございます。

前回の議論を参考にいたしまして、それを踏まえまして、中期目標(素案)の修正案を 事務局において作成してございます。

それでは、中期目標(素案)について、事務局からご説明をお願いします。修正版の説明をお願いします。

池上副参事 まず、資料の1になりますけれども、先日ご意見をいただきましたことを 踏まえまして、修正したところを網かけで表示いたしました。また、事務的に直させてい ただいたところは通常の下線をつけた形で修正案ということでお示ししております。

大きな追加点としましては、2ページ目になりますけれども、左側の下のところに、2の教育研究上の基本組織ということで、前回は別表をおつけしていなかったわけなんですけれども、今回別表を9ページの方につけさせていただいております。

前回いただきました意見に対しまして、どのように修正等を行ったかということにつきましては 10 ページになりますが、資料 2 に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

ここでは、先日いただきましたご意見と、それに対してこの中期目標でどのような取り 扱いをするのかということと、法人への対応ということで3つの欄を設けております。

今回は、中期目標に対してのご意見をいただいているということで、この中期目標は東京都が作成するものでございます。いただきましたご意見の中には、今後その法人がこの中期目標を受けて計画をつくっていく際に参考になるご意見をたくさんいただいておりますので、今回その法人への対応という欄を別途設けております。

具体的な意見の方でご説明をさせていただきたいと思いますが、大きくは全体的なことと方向性と広報活動の重要性ということで分けさせていただきました。

全体的なことに関しましては、中期目標に掲げられている理念は魅力的ではあるが、具体的なイメージがわかないですとか、大学の特徴をもっと明確に出してはどうかというご意見をいただきました。

これに対しまして、中期目標での取り扱いになりますけれども、目標に具体性が乏しいのは、先ほども申しましたように、この目標は都が策定し、法人に指示するものでして、この目標を踏まえ、法人が中期計画を策定することになっているためでございます。しかし、この目標を踏まえて法人が今後具体的な計画を策定するように対応していきたいと考えておりまして、法人への対応としましては、この目標で示された内容を踏まえて、今後一層具体的に中期計画の策定を進めていくよう、法人の方に伝えてまいりたいと思います。この法人に伝えるというのは、この目標を法人の方に示して指示する際に、いただいたご

意見を書面にして法人の方に渡していきたいというふうに考えております。

それから、幾つか方向性についてもご意見をいただきまして、まず1つ目ですけれども、 大学の業務運営の改善ということで、学部長や研究科長の権限はどのような方向にいくの か、明確にする必要があるというご意見がございました。

これに対しましては、法人化に伴い、理事長と学長のリーダーシップのもと、経営審議会と教育研究審議会を設けるという基本的な枠組みについては目標に記載をしてございます。さらに、学部長など部局長がリーダーシップを発揮できることを目標で明確にするということで、ちょっと前の素案の方に戻っていただきますけれども、5ページになりますが、右側の2番の教育研究組織の見直しに関する目標の下の最後の文章になりますけれども、部局長のリーダーシップに関して、権限や役割に応じたリーダーシップを発揮できる体制を整備するという形で、若干修正を加えました。

さらに、10 ページの資料の方にお戻りいただきたいんですけれども、法人組織や権限配分については法人内部のことでもございますので、法人への対応としましては、そういった権限配分、組織などが具体的になるように、法人で今後整備します規程の中でも明確にしていく予定でございます。

それから、2つ目としましては、財務運営に関することでございますけれども、法人化されて弱いところは、自己資産を持っていないことである、細かい数字は別としても、運営費交付金や自己資金(寄附金など)について大枠を示しておく必要があるのではないかというご意見がございました。

これに対しましては、運営費交付金について都の予算が、ちょうど 1 月 14 日の午後に発表されたことを受けまして、効率化係数を導入した趣旨とそれへの法人の対応について新たに目標を記載いたしました。

恐れ入りますが、6ページをご覧ください。右側の真ん中より少し上のあたりに網かけをしているところでございますけれども、「本中期目標期間においては、都は標準運営費交付金を毎年度 2.5%の効率化係数で削減する方針であるが、法人化のメリットを生かし、中長期的な視点に立ち、経営の効率化で節減を図りながら剰余金を自律的に活用し、弾力的な財務運営を行う。」という記載を追加いたしました。

また 10 ページの方に戻っていただきまして、寄附金制度ですとか施設の貸し出しといった、自己資金の拡大についての目標につきましては、今の6ページのところ、1の外部資金等の増加に関する目標のところに、その旨記載しております。さらに、法人への対応としましては、こうした目標で示された内容を踏まえて、今後具体的に中期計画の策定を進めていくよう法人の方に伝えていきたいと考えております。

それから、方向性の3つ目のところになりますけれども、ここは3つほどご意見をまとめておりますが、「都市」という観点や「実践的なもの」を重視し、「都市問題の解決」をキャッチフレーズにしていってはどうか。それから、「都市」という観点から、学部や研究科などの構成や教育の方向を見直したらどうか。ほかの国立大学や公立大学にない新しい

教育体系を打ち出してはどうか。都市のことを考えるには、この大学に来ないといけない くらいのアピールが必要である。それから、東京には先端的な課題が多くあり、そうした 課題を解決できる人材を育成したり、そうした課題に取り組んでいる人と一緒に研究した り、大学のミッションを意識した具体的な研究や教育内容を実行する、といったご意見が ございました。

これに対しましては、首都大学東京では、教育の目標のところに、都市社会の抱えるさまざまな課題を解決できる人材を育成することを書きましたし、研究の目標のところには、大都市の課題解決に取り組むことを記載してございます。また、具体的に都市の複数の課題にまたがるもの、学部分野をまたがるものに対応したコースとして、都市政策コースというものを学部に設置するということも、3ページになりますけれども、目標の方で記載してございます。それから、文化施設・試験研究機関などとの連携による教育研究の発展についても記載をしてございます。

こうしたことを踏まえまして、大学のミッションを意識することが重要であるという考え方ですとか、こうした大学の目標の趣旨を踏まえて、中期計画の中で具体化をしていくように、法人の方には伝えていきたいと考えております。

それから、広報活動の重要性ですけれども、外部に対するプレゼンテーションが足りないですとか、学生募集に際しても、高校訪問をしているのか、受験生に向けたキャッチフレーズはないのかというご意見がございました。

都の直営では、予算の制約などがございまして、広報活動が十分ではなかったわけですけれども、法人化後には法人の判断で広報戦略を立てて外部に対して積極的にプレゼンテーションをしていきたいというふうに考えております。その一環として、受験生への積極的なアプローチも行っていくことも必要だと考えておりまして、具体的な方策については法人で考えることでありますけれども、目標の中にも広報戦略を1項目として書き込みを行っております。

それが、まず8ページになりますけれども、左側の上になりますが、今まで情報公開ということでしか書いていなかったんですけれども、別項目としまして、広報活動の積極的な展開という項目を設けまして、首都大学東京の使命を実現し、法人の自立的な運営を図っていくためには、その理念や目標をはじめ大学の教育研究活動の成果や法人の運営状況が、社会の支持や評価につながっていくことが必要である。そのため、法人の広報戦略を策定し、それに基づき多種多様なメディアを効果的に利用した広報活動を積極的に展開していく。

また、入試情報についても、高校訪問に加え、受験生が求める情報が的確に伝えられるように広報を戦略的に実施するという項目を加えることといたしました。

また、入試の関係につきましては、目標の素案の2ページになりますけれども、右側の 入学者選抜、真ん中あたりですけれども、こちらのところにも首都大学東京の教育内容や 入試情報を受験生や高校生などに的確に伝えられるように、高校訪問や広報を積極的に展 開するということで修正を加えております。

こうした目標で示されました内容を踏まえて、法人への対応としましては、一層具体的 に中期計画の策定を進めていくようにしていきたいというふうに考えております。

以上、修正についてのご説明でした。

原島委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見を伺うんですが、その前に、この中期目標に関連して事務局でご用意している資料がございますので、この前議論に出ました首都大学東京と美術館等との連携の推進についての資料がございますが、これについてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

斎田副参事 11ページ、資料3をお開きいただききたいと存じます。

第1回目及び第2回目の評価委員会で、こちら左下に参考として書いてございますが、江戸東京博物館や都立の美術館を初めとする東京都が持つ文化資源を、なぜもっと積極的に学生教育や研究者の交流に使わないのかと、本部も考えているのかもしれないけれどもそれをより鮮明に実現に向けて動かすべきであるというような貴重なご意見をいただきまして、私どもの方でも人文系の国際文化コースに所属する教員といろいろ議論を重ねまして、12月に文化施設連携の学内のワーキングを設置いたしました。そこで柱立てをしたものを、都の文化振興を所管している局であります生活文化局とも調整しまして、4月からの具体的な連携の打ち合わせの場をつくって、できるところから現実化していこうではないかということでまとめました。この資料3が、そのまとめた内容の概要の資料でございます。

こちら、展開の方向性、具体的展開、それから具体的に国際文化コースをどのような形 に再編をしていくかということを書いてございます。

展開の方向性という意味では、今まで細分化されて、独文科ですとか仏文科ですとか、そういう形で語学単位でやられていたものを、表象言語分野というものを重点化することで、新たな再構築と言いますか、人文改革で再興していこうではないかということで書いてございます。具体的には、これがまさしく文系の産学公連携へとつながっていくものであるということで、都の文化施設及びシステムデザイン学部に18年度設置予定のインダストリアルアートコース、こちらとの連携を取りながら、新しいコースの体系をつくっていこうというふうに考えております。

今の段階ではまだ立ち上げたばかりということで、実現に向けての具体性はまだ始まったばかりという感じではございますが、真ん中で具体的展開の例として挙げてございますのが、例えば学生・院生を博物館などへインターンシップで比較的中期、長期で送りまして、通常の業務運営を補助させるということと、あと例えば企画展でも企画準備段階から手伝わせて学べるような環境にしていくということでございますとか、それから学生による小企画展を開催して発表の場を設けたり、文化施設、例えば江戸東京博物館の学芸員から江戸学などの講義を受けたり、共同のワークショップをするというようなことによって、

これは広い意味のということで書いてございますが、将来のキュレイター、デザインができる編集ができるデザイナーの育成をしていこうではないかということを目指しております。

そのほか、せっかく大学と文化施設が連携してやるわけですから、今いろいろ今後の東京都の文化施策をどうするかということについても文化所管局で議論を深めておりますので、今持っている資源を活用しながらの連携テーマの企画展であるとか、ユニークな企画展等についても積極的に提案をしていきたいというふうに考えてございます。

そのほか、大学のキャンパスにおいても、文化施設だけということではなくて、小企画 展や文化イベントなどを開催することによって、多摩方面には東京都の美術館、文化施設 がございませんので、そういう形でも活用していこうというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、それを具体化する手立てとしましては、4月から文化施 設連携推進の運営委員会というものを設置いたしまして、それぞれの関係部署の職員にも 参加してもらう形で具体化に向けた検討を進める予定でございます。

そのほか、右側になりますけれども、そうは言いましても既存の人的資源だけでは表象言語分野を中核に再構築していくにはなかなか難しい点がございますので、このたびこちらの主な教員で書いてございますが、高山、原、福間、瀬尾という先生はもう既に都立大にいらっしゃいまして、それぞれ表象言語の分野で名をなしている先生でもあるんですけれども、このたび赤塚若樹先生という、映像やアニメについて造詣の深い方を迎えることとなりました。そのほか、松岡正剛氏という編集工学研究所を運営している、非常に表象の面で画期的な活躍をされている方が全面的にお手伝いくださるということで、こちらにも検討の段階から加わっていただいて、学生に対しての教育であるとか、カリキュラム自体の見直しも含めてご協力をいただこうというように考えております。

このように、まだこれから具体化して中期計画に反映ということにはなりますが、人材 も迎え、それから都の局との連携も踏まえた上で実現に向けて運営してまいりたいと思い ます。

以上でございます。

原島委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに、ご意見、ご質問に移りたいと思いますが、最初の中期目標の素案、それからただいまご説明いただきました大学と都の美術館等との連携、両方につきましてご自由にご質問、ご意見、お願いいたします。

芳賀先生、美術館の件はいかがでございますか。

芳賀委員 大変結構だと思います。

原島委員長 ありがとうございます。いろいろ砕心いただきまして。

芳賀委員 本当に具体的に動いてくれれば、美術館や博物館の方もこれで非常にまた活気がついてくると思います。

それから、学部学生も大学院学生も、人文社会系は必ずこういう施設に何学期かインタ

ーンで行くとか、それからゼミはいつも向こうでやるとか、大学院学生はもう2年間、修士課程2年間は江戸東京博物館に預けっ放しで、向こうの指導で論文を書かせるとか、それぐらいのことやってください。

それから、江戸東京博物館や写真美術館、現代美術館、そこのいいキュレイターをこの 首都大学東京の方の専任講師に1年間、あるいは2年間出向させるとか、そういう人事の 上での交流も盛んにやっていただかないといけないと思います。

それから、江戸東京博物館の主要な研究員、学芸員たちは、何らかの形で首都大学東京の教員であるというふうにできるといいんですが、それは前から言っているんですけれどもだめですか。江戸東京博物館をつくるときから、あそこの学芸員は梅棹さんの国立民俗学博物館や佐倉の歴史民族博物館なんかと同じように、教授、助教授、専任講師というふうな首都大学東京と並ぶような、そういう資格を与えてしまって定着させる。東京都の職員であって、しかしかつ江戸東京博物館教授、江戸東京博物館助教授というふうにすると、この際やってくれないかな。この際やらないと、もうあとできませんよ。

斎田副参事 研究面でとか講義の交流を何とかして実現に結びつけようとしておるのですが、これは今江戸東京博物館の職員というのは、東京都歴史文化財団の、財団の職員でございます。それで、なおかつ今文化の施設が指定管理者制度というものを導入する方向で、歴史文化財団もいわゆる公園協会など、ほかのどの施設もそういうところはあるんですが、競争して文化施設の管理運営の契約をとっていくという立場にあるものですから。

芳賀委員 競争して。

斎田副参事 はい、競争して、ほかのそういう文化施設を運営する財団ですね。ですから、なかなかちょっと身分をそのままというのは難しいところではございますが、ただその中でも実際問題としての研究交流を深めることが、逆に歴史文化財団の強みにもなるのではないかということで、話をしているところでございます。

芳賀委員 僕は、歴史文化財団の理事というのを過去 10 何年間ずっとやって、去年の秋で終わったんです。いつも、あちらでもそういうことを言っていて一度も通ったことがなかったんです。だから、江戸東京博物館をつくる当初から、相当盛んに都の側に、鈴木都知事の時代に言ったんですが、結局だめでした。あくまでも、都の純然たる職員であって、だから都の都合によって江戸東京博物館に3年ぐらいいると、またこちらの会計課か交通局か何かに移されると。

斎田副参事 今はそれは.....

芳賀委員 ない、指定というのはそういうことですか。

斎田副参事 はい。もう5年ほど前から固有職員化を進めておりまして、都の派遣職員 もどんどん少なくなっております。

芳賀委員 では、江戸東京博物館の学芸員として入ればずっといられる。

斎田副参事 逆に、歴史文化財団自体がほかの財団とほぼ同様の立場になってしまった。 要するに、この文化施設を運営するのを競争してとるようになってしまったというところ がございます。

芳賀委員 どこと、だれと競争するの。

斎田副参事 どこが競争相手として出てくるかというのは、ちょっと今後、制度の導入の状況にもよるかと思いますが、立場としてそういう立場になってしまったというところがあります。

芳賀委員 都のほかの財団とですか。

斎田副参事 都の財団ではないですが、ほかのところと競争をして、都の文化施設を運営する権利と言いますか、仕事をとると。

芳賀委員 競争に負けるとほかの財団に取られてしまうということですか。

斎田副参事 競争に負けると、本格導入された暁にはそうなってしまうということですね。

仙波委員 指定管理者制度の話ですよね。これ、私もそんなに詳しくありませんけれども、私の理解している範囲内では、地方自治体の行政の合理化と言いますか、効率化を図るために、今まで外郭団体にいろいろなものを委託していたものを、そうではなくて、民間と競合させてより低コストで品質もよりよいものをやらせるために競争させると。そういう考えのもとで、18 年 4 月 1 日以降ですか、多分導入されるんです。

そうなりますと、今まで都の外郭団体がいろいろな業務を、第三セクター、株式会社もあれば公益法人もありますけれども、これは歴史文化財団ですから多分公益法人かと思いますけれども、必ずしもそこに業務の委託がいくとは限らないと、民間でもっと低コストでよりよいサービスができればそちらの方に仕事がいく可能性もあると、そういう話だと思うんです。そういう制度ががらっと変わりますから、行政改革の一環ですね、そういうことなので事務関係とか、必ずしも最初から競争を阻害するような、そういうのは難しいだろうと。多分、そういう話かなと思うんですね。

私はたまたま会計士ですけれども、実務の動向がどうなっているかということで、会計の世界だと単発的に社会の実際に現場でやっている会計の実践学ですから、会計事務所で交流をやるとか、そういう形であればある程度可能かなと思うんですけれども、なかなかいろんな法律関係とか非常に難しいのではないかなというふうに思いますので、ただ趣旨としては、私も先生の意見に賛成なので、そういう形で反映できるように、身分関係を制約されない形の可能な範囲で交流とか、それは何か工夫されてやった方がいいのかなというように思います。

芳賀委員 そうすると、今、江戸東京博物館は東京都の財団が管理しているけれども、 この財団が今度はどこかの財団に変わる可能性があるし。

仙波委員 必ずしも財団がやるとは限らないです。まず、最初に民間の株式会社が来て やる可能性だって、ないことはないと思うんですけれども、ただ結果として、従前どおり その財団にお願いするということはあると思いますけれどもね。それは、だからいろいろ これからこの業務をやるためにはどのくらいコストがかかりますかとかこれから出させて、 それを今度東京都の方で多分比較検討されて、それで多分ここが一番いいとか、そういう 選定作業が多分これからなされると思います。

芳賀委員 経営合理化ですか。

仙波委員 そういうことですね。私が説明するのもちょっとおかしいんですけれども、 私の理解している範囲内です。

原島委員長 今度の大学はそんなふうになっていないんでしょうね。

仙波委員 大学はまた別です。

原島委員長 しかし大学も競争するという意味では、ものすごい競争相手がいっぱいあるんです。だから、余り効率が悪いと、今後......。

芳賀委員 そうですね。江戸東京博物館や何か、写真美術館がそういうどこかのよその 財団が運営することになると、首都大学東京もそんなことがあり得る。

仙波委員 地方独立行政法人法に基づくこの首都大学東京については、そういうことは 想定はしていないと思うんです。法律の枠組みでは、指定管理者制度の中で。

原島委員長 それから、先ほど先生がおっしゃられた教授の問題でございますけれども、 理工系では東京都の研究所の方にかなり教授をお願いしているんです。それで、大学院に もお願いして終始学生を預けっ放しなんです。現にございます。ただ、教授の資格審査は 大学の方で行っておりますのは当然のことなんですね。そういう格好で、かなりそれはや っておりますので。

芳賀委員 この首都大学東京の教育研究審議会に、何かこの江戸東京博物館系の人、美術館、博物館系の館長さんか何かがメンバーに入ることはない。まだ予定されていない。 入れておいたらいいんじゃない。

宮下参事 経営審議会も、教育研究審議会も法人の機関ですので、基本的には法人の職員、先生も含めてですけれども、それと役員を中心としたメンバーになります。そこに、 やっぱり外の意見も入れた方がいいということで、外部委員が何名か入っています。

芳賀委員 その外部委員の中に江戸東京博物館の館長が入るわけですね。

宮下参事 その外部委員の方も、準備段階から今活動していますので、1人は法政の清成先生と、それから日立製作所の川村会長にお願いをして、今入っていただいています。

芳賀委員 教育研究審議会でなくて、もうちょっと低い大学の研究教育を考えるところ に博物館や美術館の館長が入っているというのでいいですね。

斎田副参事 今のところ予定しておりますのは、先ほど一緒の推進会議ということで、 文化施設連携推進委員会というところに、まずは文化を所管する局の担当課長に加わって もらいまして、いろいろ議論が……。もう少し進んだ段階で、実際にやっている学芸員の 方にも入っていただこうと考えております。

芳賀委員 文化政策全体を考えているなら、最初からそういう人を入れておいたらいい じゃない。そういう人を入れないと話が大きくならない。事務方だけでこちょこちょとや っても展望は開けない、なんて失礼なこと申しますけれども。 斎田副参事 もちろん、先ほどの主な教員ということでありましたように、外部の先生 も加えての、教員中心の構成で進めたいと思っています。

芳賀委員 なるべくこれ進めて、具体的に相互乗り入れが本当にできるように。そのことが首都大学東京のいい目玉になるんだけれどもね。本当は、首都大学東京の配下にああいうものが全部入ってしまうといいんじゃないかな。

原島委員長将来、大学法人を中に入れた方がいいと思います。私もそう思います。

芳賀委員 そうすると、非常に珍しくて、世界にもユニークな大学になる。いっぺんになってしまうんだよな。既にあるのをつなげさせればいいんだから、お金も一文もかからないじゃない。余計な金かからないじゃない。どうせ、もともとタコの足の大学なんだからうんとタコの足を増やしてもらえばいい。

原島委員長 これは将来の課題としても、ぜひお考えいただきたいです。

芳賀委員 写真美術館も庭園美術館も江戸博もそれから現代美術館も、みんな首都大学東京のいわば出先機関である。いいじゃない。学生はそこを行ったり来たりする、教員も行ったり来たりする。そうなると、見事なおもしろい大学になり、大いに学生も、広報活動なんかやらなくたって学生来るぐらいになるでしょう。江戸東京博物館を見に行けば、そこに東京都首都大学東京江戸東京博物館という名前が出る。いいじゃない。だから、運営の管理はその財団がやっていく。研究教育上の組織として江戸東京博物館をこの首都大学東京の傘下に入れる。それやってくださいよ。そうしたら、この4月から、あと法人が発足してから3年法人が発足してそれからなんて言っていたらもうできなくなるよ。動き出したら……

宮下参事 法律上、今公立大学法人がそういうことができるような仕組みにはなっていないので、まずそれをやるには法律を国会で改正しないとできないということになります。 とりあえずは、人事交流等から、着実なところから進めて。

芳賀委員 あと、東京都のこういう文化施設としてはほかに何がありますかね。

宮下参事 文化施設については、前、生活文化局というのと、それから教育庁の所管している文化施設がありまして、これを1つに統合いたしました。

原島委員長 あとは都立の図書館、あれは別ですか。それから、音楽のホール、あれも そうですか。

芳賀委員 それから、池袋の東京芸術劇場。

宮下参事 東京芸術劇場とか東京文化会館も、今は歴史文化財団が所管して管理しています。

芳賀委員 上野の。あそこで音楽やって、池袋で劇をやって、江戸東京博物館で歴史を やって、そういう大学がいいですね。

原島委員長 先生のお話、実は最初はそういうことも議論したんです。そうしたら、うまくいかないんです。ですから、むしろ先生には言っていないけれども、応援団として、むしろその方向に動いていただけると本当にありがたいんです。

芳賀委員 そうですか。面倒くさいなんて思っているんじゃない。

原島委員長 結構大変だと思っている人はいるかもしれませんけれども、応援団だと思っている人もかなりいるはずですから。最初から、そういう方向は出ておったんです。それが現実的にうまくいかなかったんです。

芳賀委員 でも、都知事とこの大学の理事長と学長と、その3人がやろうということになればできるんじゃないの。その3人が腹を決めれば、下はダーッとそれで動けばいいんだから。あと、都議会もそれで動かせばいいんだし。そうなっていくと見事ですね。これは、アメリカにもないイタリアにもない、おもしろい大学になるな。そういうものの全体を見通して、池袋の芸術劇場と江戸東京博物館、あるいは上野の文化会館、ああいうところをうまく連携させて、どういうふうに何をやるかというプログラムを立てていくのが、この大学の中枢にある。そこに高山さんもいる。それから、江戸博の館長もいるし、文化会館の館長もいるし、それから池袋芸術劇場のシェークスピアやる人、あの人も入ってもらう。そうなっていくとおもしろいですね。いろんなところの博物館、劇場、音楽ホール、それが連携してワーッと何かデモストレーションをやる。本当は2003年でしたっけ、江戸400年、ああいうときに全部が連携してやるような、そういうことができるとよかったですね。そういうときに、この首都大学東京も博物館も劇場も音楽ホールも庭園美術館も一斉に連携して大キャンペーンをやる。

柴崎委員 これも文化芸術系の仕掛けなんですけれども、東京のビジネスとか消費の集積というのは非常に巨大なものなんです。そういう関係、あるいはメディアとか、そういう関係で類似の仕掛けというのはできないんですかね。都が直接抱えているものというのは限られてくるでしょうけれども、民間企業を含めたそういう考えはあるんですか。

原島委員長 去年の秋の都内の美術館の展示というのは世界でも最高だったですね。去年の秋は、もうほとんど毎日美術館に全部行っても本当に飽きないから。パリに行ってもあれほど見られないですよ。ここは、とにかくお金にやらせて全部世界じゅうのもの持ってきますので、本当にすばらしい展示だったんですね、去年の秋なんかは。そういったことを、東京でしかできない話なんですね。これは決して夢物語と思わずに、芸術の中の視野の中に入れて、今後ともお願いしたいと思います。

ほかにも、しばらくご自由に。10 ページの資料2の評価委員会の主要意見とそれに対する修正等というのがございますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

芳賀委員 これは、なるべく理事長、学長のリーダーシップのもとに大学を運営し、それから学部長などの部局長がリーダーシップを発揮できることを目標で明確にすると。この新しい首都大学東京にはいわゆる教授会はあるんですか。

泉水副参事 教授会は今までどおりありますが、最終的に意思決定をされるのは学部長なり研究科長なりの部局長になります。

芳賀委員 ということになっている。教授会が投票で決めるというようなことは余りないのね。なくするわけね。

泉水副参事 ただ、今まで教員の人事については教授会でという形をとっておりましたけれども、今回公立から公立大学法人になりますので、そこの部分については新たな人事委員会というような仕組みで、そこで教員の人事を行うという仕組みをとっているところです。最終的には理事長が決めます。

芳賀委員 昔みたいに教授会の投票で決まることはなくなるわけですね。

泉水副参事 人事については。

芳賀委員 まだ教授会はかなり権限を持っているんですか。

泉水副参事 基本的に教育課程の話とか、それから学生の身分等について、ここの部分 について教授会でご審議いただくというのが基本的方針です。

原島委員長 それについてどう思われますか。従来の大学と比べて。

芳賀委員 上が最終決定権を持っている方がいいと思います。

原島委員長 どこまでも、例えば人事、これはだれかが、事務局が面接して決めるわけ じゃないですから、当然選考委員会ができるわけですよね、それは。実質的にはそんなに 変わらないと思います。ただ、逆に、1人1人の先生の講義の中に口出すことはできっこ ないわけです、物理的に。講義の題目を決めて、シラバスを決めたら、あとはもう先生に 任すと。これについては別に口の出しようがない話ですから。そういったところにはきちんと教員の方に権限が全部あるんだろうとは思うんですけれども、権限の配分は何となく 方向は決まっているようですけれども、まだはっきりとはディファインされていないようです。

芳賀委員 この間新聞に出たのは東北大学でしたっけ。学長は学内選挙は一切.....

原島委員長 やらないです。選考委員会でやる。アメリカなんかはみんなそうですけれ どもね。

芳賀委員 それでいいんじゃないですかね。

原島委員長 東北大学がやったからって、日本じゅうの大学が全部それに倣ったらまた 気持ち悪い話になりますものね。それぞれの大学は自分で決めてほしいですね。

西尾委員 幾つか質問してもよろしいですか。

前回も申し上げたんですけれども、大分国立大学法人と何となく似ている部分が多くて、 どこがシステム的に違うのかなというのを少し見ていたんですけれども、ちょっと細かい ことになりますけれども、例えば3ページ目の右上の学生生活支援でいうと授業料減免制 度ですか、授業料免除ですよね。これは、大学が自由に枠を設定できるんですか。

宮下参事 授業料の料額については、前も申し上げましたけれども、上限額の範囲内で 決めると。その範囲内ということでありますから、減免はその法人でどういう場合に、ど ういう学生に対して減免をするかというのを定めて実施するということです。

西尾委員 それは自由であるということですか。

宮下参事ええ。

西尾委員 それから、4ページ目の右側のページの(2)で都政との連携というんです

けれども、2行目にシンクタンクという言葉があります。これは、機能を果たすと書いてある。私は大学は1つのシンクタンクとして機能を果たすのは大変いいことだと思うんですけれども、何か特殊なシンクタンクとしての機能を果たすために、特別な組織構造を可能にしているんですか。

紺野参事 首都大学東京は4月から開学するんですが、既に16年度、今年度から始めているんですけれども、都の行政各局と大学との連携を図ろうということで、連携施策推進会議というふうに名前をつけておるんですが、そういう会議体を都庁の中に去年の夏につくりました。これは、首都大学東京が4月に発足してから以降も、東京都の行政部局との連携を組織的に図る場として、そういう組織をつくっていきたいと考えています。

それから、首都大学東京の中自体にも産学公連携センターというようなものをつくりまして、実際にシンクタンクとしての機能が果たせるように、組織づくりと言いますか、仕組みづくりを進めていこうということで、今準備を進めています。

西尾委員 都の中にそういう連携会議というのをつくるのも一つの方法だと思うんですけれども、いわゆる首都大学東京自身が大都市、あるいは東京に対してある種のビジョンを独立につくるような、つくれるようなシステムですね。教員というのはなかなかそういうところに1つ1つ出ていくのは大変なので、特殊な人材が大学の要請で雇用できるようなことを可能とするようなシステムがあるといいと思うんですけれども。国立大学でも、それは可能は可能なんですけれども、非常になかなか難しい部分があって。

芳賀委員 ここに、ついでに「国、区市町村の審議会等への参加を通じ」というのは、 大学の教員がこの審議会のメンバーになっているんですか。文京区審議会委員とか、そう いうふうになっていくわけですか。立川市とか、そういうところも。

紺野参事 大学の教員が審議会のよく専門委員とか、そういうものになることがあろうかと思います。

芳賀委員 それは、でも自治体の方から呼ばれたら審議会に入るんでしょう。

紺野参事 そうです。

芳賀委員 こちらからのこのこ出ていくわけにいかないでしょう。

紺野参事 それは確かにそうです。

斎田副参事 ただ、現在東京都の課題というのは私どもでも把握ができますので、教員の研究成果の今準備をしておりますデータベースなども活用しまして、逆に売り込みをしております。特別区協議会の方では、別途ございますオープンユニバーシティを飯田橋の特別区協議会との連携で開きますので、そこの場の情報交換ですとか、あとこういう審議会とか施策形成の場に関与するための場としても活用していきたいというふうに考えてございます。

芳賀委員 今までは、都立大学時代にはそういうことはなかったんですか。各教員の勝手だったわけですか。

斎田副参事 はい。属人的に有名な先生というようなことでやることはあっても、そう

いう組織的に.....

芳賀委員 大学の方針としてその旨指導推進しようというようなことはなかったわけで すか。

斎田副参事 アピールしていくような行動は、必ずしも十分じゃなかったということです。

芳賀委員 それは結構です。

西尾委員 もう一つだけ。6ページにある、今度は財務なんですけれども、右側のハッチングの部分なんですが、2.5%という数字はいろいろあると思うんですが、最後の行に「剰余金を自律的に活用し」というのがあるんですけれども、これ運営費交付金を例えば首都大学東京がある年度に40%、つまり効率化というのがいいのかどうか、60%で済ませたと。40%残ったということは、それはずっと例えば自己資金として、その部分をためるということは可能なんですか。

宮下参事 可能です。ただ、実際問題人件費が大体 6 割以上ありますので、 4 割が余る というのはちょっとないんですけれども、とにかく節減して余った分は自己資金として基金に積んだりして、それでほかの戦略的な事業に充てるだとか、翌年度以降に充てるとか、そういうことができるようにします。

西尾委員 効率化というのは教員も、それから事務も両方あると思いますけれども、人件費をかなり削減して、その分を例えば 10 年にわたってためるということは、システム的には可能。

宮下参事システム的には可能ですね。

西尾委員 それをためたからといって、2.5%の効率化係数が増えていくということはないと。 やらなくなってしまいますよね。

原島委員長 それやるとやらなくなってしまう。

宮下参事 それをやるとだれも節減のインセンティブがないですから。節減しているとほかに使えるから節減するわけでありまして、節減したから 2.5 という数字を変えるとか、そういうことではないということになります。

西尾委員 逆に言えば、外部資金を持ってきて、それを運営費交付金の使途に、例えば 充てられるような外部資金があるとすれば、それを充てて運営費交付金をためて自己資産 を増やすということは可能だと。

宮下参事の能です。

西尾委員 わかりました。

原島委員長 外部資金を研究費を取ってきたときに、この研究費から自分の給料を払う ことはできますか。

宮下参事 そこら辺も今ちょっと検討中なんですけれども、要するに外部資金を取ってくるのは先生が取ってくるんですけれども、そこのインセンティブをどう与えるかというのがありまして、そこの仕組みは今いろいろ検討中です。

原島委員長 普通、研究費を取ってくると、何億という研究費取ってくると、それだけでかなりいろんなことができるんですけれども、適当な研究費取ってくると忙しくなるだけで、持ち出しになるんですよね。ですから、5割を限度として自分の懐に入れていいとか。アメリカはそういうふうにやっています。

芳賀委員 そうなの。

西尾委員 懐というか給料として。大学がくれる給料以外にプラス。いいな。

原島委員長 5割を限度としているんです。

芳賀委員 それなら一生懸命集めるね。

原島委員長 そうすると一生懸命集める。ところが、大学によっては取ってきた研究費の5割をオーバーヘッドで取ってしまうやつがいますので、平気で5割ぐらい取られますので、そのうちの残りのまた5割を自分の研究費にすると、研究費が全体の4分の1になるんですね。

芳賀委員 でも、先生たちも、理科系は何千万という単位でもらうけれども、我々はせいでいいのではない、大きくて300万、400万ですからね。

原島委員長 しかし、膨大な印税を稼ぐ人もいるわけですから。それは、理工系の億という研究費に匹敵する金が動いていますので。

西尾委員 恐らく、人文社会系でも、今原島先生がおっしゃったように、日本では人件費というか、自分で自分の給料を払えないからそういう額になっているんだと思うんですけれども。それは、ぜひ首都大学東京で、そういう首都大学東京がやりたければそういうことができますよというシステムをつくっていただけると非常にいいと思います。

芳賀委員 自分の給料に回していいのか。毎月 80 万ぐらい給料もらっていて、さらにそこから 50 万でも 100 万でも。

原島委員長 今、大体世界的な社会常識としては、大学の先生は、自分の給料と同等ぐらいまではそれもらっても社会的な批判は全然浴びないです。それ以上になると、ちょっといかにも大学の仕事をさぼっているんじゃないかと思われますね。それ以上に、税務署が動いてきますからね。

西尾委員 アメリカの場合は大学からもらう給料というのは教育分がほとんどじゃないんですか。つまり、何科目教えているから、その分これだけ払いましょうとか。

芳賀委員 基本給がそう高くないわけです。

西尾委員 それ以外に研究とかそういうのをやるときには、ファンドを持ってくれば、 その分でどうぞお支払いくださいという形に多分なっているんじゃないかと。

芳賀委員 助手も自分で雇えると。

西尾委員 ええ。

青木委員 ちょっと伺いますが、手続的なことですが、この目標に沿って法人が中期計画を具体的にお立てになったときに、もう一度この評価委員会の方でその中期計画について、具体的に意見を言える機会があるんでしょうか。

宮下参事 そういう仕組みになっております。

青木委員 要するに、中期計画を実際に固めてしまう前に。

宮下参事 ええ。法人から中期計画が上がってきますので、その上がってきたものをご 審議いただくと。

青木委員 審議して、具体的にその中期計画に目標値、数値とかいろいろ今度は入れていただくわけですね。そういうふうになるとある程度今度は我々の方も、その計画に対して責任を持つというか、コミットするというか、今まで言っていたことが仮に実現できないということが中期目標にあったとしたときに、それはもう計画を立てた段階でそうだったら仕方がないということで、今後6年間ぶつぶつ文句は言わないわけですから、目標は、かなり定性的な目標とすべきとかあるべき姿ばかり我々は言っているわけですが、具体的にその中期目標をどこまでやるかというのは、多分ここから次の段階で大変重要なことだと思うので、それをぜひもう一度この評価委員会で議論できる場をつくっていただきたいと思います。

宮下参事 手続的には、この目標を都議会で一応ご審議いただくことになりますけれど も、それで法人に示して、それに基づいて計画を策定していただいて、それがまた都に戻 ってきますので、それをご審議いただくという形になります。

原島委員長 いつごろになりますか。

宮下参事 スケジュール的には、正式には法人が立ち上がってからこれを示しますので、 第2回定例都議会後ですので、7月以降だと思いますが。

芳賀委員 でも、新しい大学はもう4月から動くんでしょう。

青木委員 各年度の計画ということについては、この評価委員会は意見を言うことはできないんですか。

池上副参事 年度計画の方は、法人が6年間の中期計画をつくった後に、各年度ごとの計画をつくりまして、それは東京都に届出をするだけです。逆に、年度計画などに基づいて、法人が毎年事業を運営していったその結果について、今度は評価委員会の方で事後評価という形で評価をしていただくという形になります。

青木委員 例えば、中期計画というのは6年間の目標に対して、途中のきちっと毎年毎年、今年はここまでやって、この項目については3年ぐらいでやってとかというのが盛り込まれているのかどうかですね。要するに、年度ごとにステップを踏んで、その中期計画が達成できるようになっているはずですから、それが毎年毎年計画が立っていて、それでちゃんと中期目標というか、中期計画の目標が達成できるように、それがなっているかどうかということについて。

宮下参事 それは、毎年度事業報告をまた法人の方から出てきますので、それをまたご 審議いただいて、こういうところが足りないとか、そういうことをご意見をいただくとい う形になっています。

青木委員 それから、ちょっと話が変わりますが、2.5%の効率化、運営交付金のですね。

国立大学はたしか 1 %だったと思いますが、相当離れて 2.5%というのは大きいように思いますけれども、これは現実的には可能でなんですか。

宮下参事 現実的には、国立大学とは単純には比較できないような仕組みになっていまして、国立大学の運営費交付金の仕組みというのは、相当タイトな仕組みになっていまして、いろいろな仕掛けが、説明すると長くなってしまうんですけれども、そういう中で、言ってみれば毎年国立大学の場合は実質的には査定されているみたいな感じの運営費交付金の仕組みなんですが、東京都の場合は、初年度の標準運営費交付金を決めて、それを 2.5% づつ削減していく、あと使途は特定されませんし、余れば翌年度に繰り越して積み立てるということもできるという形ですので、国立大学に比べると数字としては大きいんですが、非常に自由度は高いのかなというふうに思っています。

原島委員長 ただ 2.5%、6年間拘束されるんですか。

宮下参事 拘束されると言いますか、こういうルールにしましたので、もう 6 年間確実 に来るという面もあるわけです。

原島委員長 すると、大体 10 数%。

宮下参事 あと5年間ずつですから、12.5%減るわけですね、初年度から比べると。

原島委員長 10%ちょっとということですね。その分、外部資金で稼いでくればいいですけれども、稼いでこなかった場合、この 2.5 という数字が、とりあえず 10%で大騒ぎしていますけれども、2.5%がリーズナブルかどうかという問題は。

仙波委員 この問題は私が思うに、ここに書いてございますとおり、標準運営費交付金を毎年度 2.5%、効率化係数で削減すると、そういう目標ですね。したがって、前提となる最初の標準運営費交付金、これがかなり厳しい金額であると、その中でさらに出すの大変でしょうけれども、問題はその初期値の定め方で、結構この辺のパーセントが変わってくると思うんですね。

原島委員長 初期値 10%上げておけばつぶれはしないわけですね。

仙波委員 だから、その辺をどう……

原島委員長 2.5%でやっておこうと。しかし、あれですか、詳しい中身はお伺いするつもりはありませんけれども、国立大学に比べてそう結果的に厳しいものになっているとは思わない。そう考えてよろしいですか。初期値をいじったかどうかは別として。

宮下参事はい。

原島委員長 はい、わかりました。そういうことでよろしゅうございますか。 青木委員 結構です。

原島委員長 正直言って心配だったんです、私も。ものすごく心配なんです。

芳賀委員 法人側も大体そのことはもう知っていて了承しているんですか、各年 2.5%減 というのは。

宮下参事 法人が正式にはまだできていないので、私どもも、東京都の職員としての立場と、法人の設立準備担当みたいな形で、両方兼ねていますので、そういう意味では両方

兼ねていますので知っていますということです。

芳賀委員 問われてみずからを縛っているわけですね。

青木委員 目標値に対して、この委員会がコミットするとすれば、この 2.5%もかなり具体的なこの中にある、幾つかもないです、唯一の具体的な数値ですし、かなり具体的かつシビアですから、その辺が本当に可能なのかどうかというあたりのところが、ちょっと感じが知りたいところですね。

仙波委員 そうですね。指標が出ますとですね。

原島委員長 どうぞ。

村山本部長 ご心配の向きがあるようなので一言だけ。余り詳細にお話しすると、必ずしも適切でない部分もあるので、アバウトな話でとどめさせていただきたいんですけれども、基本的に標準運営費交付金という額が1つあって、それ以外にこの前西尾先生の話の中で出てきたファンドにするお金が4~5億、別途にございます。したがいまして、その部分はまず標準運営費交付金とは別にファンドとしてずっと6年間キープができて、何かのときにはそれを使えるというようなのが1つ安全装置としてございます。それが1つあります。

それから、残りの標準運営費交付金の世界についても、ある意味では努力をすれば、今までだと、さっきのお話にもありましたように、努力するとその分取られてしまうという仕組み、国立大の方はそうなっているんですけれども、うちの場合には努力をして一生懸命節減をすると、その分が別途の剰余金として年度を超えてキープできるという仕組みになっておりまして、その辺の余力については、詳細は別とすれば、あるような形で17年度の予算措置はされているというふうに我々としては受けとめておりまして、しかしながらそれが努力しないと耐えられないというふうにもなっているという形にもなっておりまして、そこのところのあやの中で6年間が過ぎていくと。

そこで、ただ帳尻だけ余ればいいというんじゃなくて、中身としてそれこそ評価委員の 先生方に、単年度ごと、あるいは6年後にちゃんと大学は変わったねと、いい大学により 一層なったねというふうに評価されないと、今度は次の年の6年間の財源措置に大きく影響が出てくるので、そういう意味ではただ金が残るということじゃなくて、使い方も含め て全体が問われているというふうな仕組みだというふうに理解をしております。

したがいまして、そういう意味では両面から、経営サイドの世界と実際のアウトカムの世界と両面からいろいろご評価、事前事後それぞれいただきながらやっていただければというふうに思いますが、ただ、何せこういう世界でございますので、なかなかすとんと飛躍的に行かない場合もありますので、その辺は優しい目で見ていただければありがたいというふうに思っております。

芳賀委員 何もしないで金だけためていたんじゃいけないわけですね。

村山本部長 いけないということです。

西尾委員 運営費交付金に標準とついていますけれども、国立大学の場合は標準と特定

とあって、私の給料なんかは特定から多分払われているんですけれども、特定もあるんで すか。

宮下参事 特定は、退職金相当分が特定運営費です。退職金は、やっぱりその年度年度によって退職される方の人数が相当変わりますので、それは毎年度査定で幾らと決めるという形になっています。

西尾委員 退職金を除くと、ほとんど標準運営費交付金というところで支払われる。

宮下参事 そうです。

西尾委員 そうすると、そこに丸ごと 2.5% かかっているわけですね。

宮下参事 そうですね。

柴崎委員 第三者評価を個別に受けるわけですね。これは、当委員会の評価とこの第三 者評価との関係というのはどういうふうな形になっていますか。

泉水副参事 第三者評価は、教育研究の中身について、やはりそこの部分については専門の先生方にご判断いただくというようなところもございまして、そこの評価と合わせて、今度は経営の部分もございますので、その2つを合わせたところを評価委員の先生方にまたいろいろご議論いただくという仕組みになっております。

柴崎委員 ここでやることと重なる部分も当然あるわけですね。評価内容に関して。

泉水副参事 そうですね。

原島委員長 一部重なると思いますね、当然重なりますね。

柴崎委員 そこに齟齬が生じたとか、そういうことも考え得るわけですね。それは、何かの調整みたいなことはやるんですか。

泉水副参事 認証評価と言いますか、第三者評価の結果を見ていただいて、それを経営 の部分も合わせて総合的にご覧いただくという形ですね。

原島委員長 第三者評価はいつごろを予定しておられるんですか。あれは、何年に1回 だったかな。

泉水副参事 認証評価としましては、法律上は7年に1度ということになっております。 ただ、我々の方のサイクルが6年の中期目標期間がございますので。

原島委員長 6年の最後のころにやるの。

泉水副参事 そうですね。ただ、余りぎりぎりですと、次の第2期の中期目標をまた立てなければいけないというところもございますので、少しぎりぎりではなくて、若干早目に少し重複するような形でご議論いただくような形になると思います。

原島委員長 わかりました。

宮下参事 法律上は、認証評価機関の評価の活用ということで、評価委員会が公立大学 法人について評価を行うに当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとするとなっていますので、それを踏まえた上で全体的に評価をしていただくという形になります。

原島委員長 少しミッションが違うわけですね。わかりました。

青木委員 この U クラブというのはどういう活動をしているんですか。

醍醐参事 Uクラブというのは、首都大学東京を応援する任意団体ということで、昨年の 10 月 19 日に発足をしております。Uクラブの会長といたしましては、首都大学東京の理事長予定者である高橋宏さんが会長となりまして、各界の著名人、それから都庁内の関係する局長その他をご参集いただきまして、現在のところ発起人で 150 人程度お集まりいただいております。今年の4月の法人の開設、大学の開学に合わせまして、支援のためのさまざまな活動をするため、どういった事業を行うかということについて、今現在検討を行っております。

原島委員長 今まである東京都の4大学の卒業生、同窓会はどういう態度をとっているんですか。といいますのは、大学にとって卒業生というのは、通常、相当重要な資産なんです。今回、それを全部リセットするわけではないだろうと思いますので。

醍醐参事 原島先生のおっしゃるとおりでございまして、同窓会は同窓会としての役割がございます。 U クラブについては、もう少し幅広い視点から、特に企業人ですとか、それから都庁の関係者等がおりますので、大学のOBという観点だけでなく、学生の幅広い就職活動支援という点も含めて、そういった点から事業展開をしてもらおうと思っておりますし、また同窓会との関係では、端的に申し上げれば、同窓会の会長がU クラブの理事会の理事になってございますとおり、相互に連携を取りながら、お互いに首都大学東京を支えていこうという予定になっています。

原島委員長 同窓会は、今度の大学に対して批判的じゃなかったんですか、どうだったんですか。私、よく知らないんですが。余計な話かもしれないですけれども。

村山本部長 プロセスの中ではいろいろな議論があったのは事実でございますけれども、昨年の10月に都立大学と、それから科技大と、それから保健科学大学の同窓会の3つが統合されまして、首都大学東京同窓会というふうに再結成をみずから秋に、いわば大学ができる前に同窓会、新設でセットアップがされました。それに基づいて以後、第1回総会をやってこうやってくるというふうな形になりまして、その第1回の総会のときに私が総会に出てごあいさつを申し上げて、それでいわば首都大学東京、大学管理本部と新しい同窓会との間で1つの紐帯がオフィシャルにできているという形になっておりまして、その後つい先だって行われた新年会の懇親会には、理事長になる予定者の高橋宏さんと、それから学長になる予定者の西澤先生、お二方ともご出席いただきまして懇親をしているという形で、そういう意味では先ほど醍醐の方からお話を申し上げたリクラブの存在と同窓会の存在というのが、ある意味ではサポーターの2つの両輪というような形で動き始めつつあるというのが現在の状況でございます。

原島委員長 ありがとうございました。

芳賀委員 その正月の会には、同窓会は何人ぐらい集まったんですか。

村山本部長 役員の方中心だから 100 人ぐらいです。

芳賀委員 役員の方中心ですか。

原島委員長 一般的にあれですか、同窓生というか、卒業した人たちというのは無関心なんですか。要するに、何らかの意見を、こんな大学どうして壊していくんだろうという人もいるだろうし、よくやってくれたという人もいるだろうし。無関心が一番困るんです、正直言って。

芳賀委員 でも、無関心が一番多いかもしれませんね。

村山本部長 なかなかコメントしづらいんですけれども、私なんかが接するような方々との話を、年のいろんな上も下もありますけれども、全体として見ると、だんだん事態が落ちついてくるに従って、やっぱり新しい大学を発展させていかないと、自分たちの例えば都立大も先がなくなってしまうわけですから、新しい後輩をどんどん育てていこうというふうに、全体の雰囲気は非常にそういうふうになってきていて、それが先ほど申し上げたような3大学を統合して、新しい同窓会をというふうな流れになっているというふうに思っております。

原島委員長 ありがとうございました。

西尾委員 さっき、標準運営費交付金のほかに退職金の部分が別にあるというお話を伺ったわけですけれども、前も伺ったかもしれないけれども、定年前に大学をやめるという人たちに対しては、優遇措置ができるような、それは大学が考えることかもしれませんけれども、構造になっているんですか。つまり、退職金がその年度年度に決まってしまっていれば、突然、早めにやめたいといった人に対しては、今までは国立大学だと自己都合退職と言って、ある意味では不利になったわけです。それが、不利にならないような、つまりそれは流動化させるという意味では非常に重要なことだと思うんですけれども、それはできるような構造になっているんですか。

宮下参事 基本的には、退職にかかる制度は給与の方は年俸制、任期制を導入しようと しているんですが、退職金の方は今ある制度、東京都の制度なんですけれども、それをそ のまま継続しようと思っております。

ただ、流動化という意味では、今まで例えば公立大学から国立へ行くときに、割愛で通算されたというような世界があったんですけれども、国立大学の方が法人化されまして、そちらから行く場合になかなか通算されなくなってしまうということがあって、そこら辺がちょっと阻害要因で、こちら側もそういう形にしますと、今度国立からこっちに来るのになかなか来られないというのがあるので、そこら辺をちょっと工夫しようかなとは思っているんです。

原島委員長 今度はどうされるんですか、4月からは。国立と公立は自由に動けるんで すか、動けないんですか。年金その他は。

泉水副参事 年金等は大丈夫ですが、退職金の通算のところは、そこは...... 原島委員長 なぜ聞いたかというと、今度定年は 63 でしたっけ、65 でしたっけ。 宮下参事 63 です。

原島委員長 将来は 65 になるでしょうけれども、大学の先生にとってはアーリーリタイ

アメントの制度というのは非常に重要なんです。63 とか 65 だと、もう一つ仕事するにはもう遅いんです。だけれども、55 ~ 56 でやめられればもう一仕事できるんです。だけれども、63 は引退するには早いけれども、もう一つ仕事するにはもう遅いという非常に中途半端なんです。ですから、アーリーリタイアメントによって人生が非常に豊かになるということがありますので、かなり考えた方がいいですね。

芳賀委員 そうですね。それから、教育研究の方もそれで活性化するということがありますからね。若い人が交代して入ってきて。

宮下参事 優秀な先生を確保するのに、退職金制度というのはやっぱり関心が高いかなと思っていまして、そこら辺の工夫がないとなかなか来ていただけないかなというのもありますので、ちょっと工夫をしてみて制度をつくっていきたいなと思います。

西尾委員 大学側がそういうシステムをとることは、多分大学側としては非常に進んで計画すると思うんです。だけれども、それに対して財源措置がある程度柔軟に対応していただかないと、うちの大学でも 55 歳以上はやめるときに自己都合退職にならなくて、定年までいったのと同じ計算式で、計算式だけですよ、金額はもちろん定年までいた方が高いわけですけれども。

原島委員長 たくさんつけてやればいいのに。

西尾委員 余計にですね。

宮下参事 今、現在も定年までいかなくても勧奨退職制度がありまして、定年でやめる場合と同じような率で計算して支払うような仕組みになっています。

西尾委員 それは、ある枠があって、希望者が全部それに入れるわけじゃないですよね。 全部入れるんですか。

宮下参事 一定の要件を満たせば、それで勧奨退職扱いになるという形になっています。 西尾委員 そうですか。それはいいな。

青木委員 何か今度、退職引当金みたいなのは積むわけですか。

原島委員長別会計になるんですか。

室井副参事 そうですね、引当金は基本的に法人が将来退職金を自己財産から支払うということがあれば引当金を積むことになりますけれども、今の制度の中では、退職金は基本的に全部東京都が実際発生したときに措置するということになりますので、損益計算書上の引当金には計上されないということになります。

村山本部長 それに関連して1点、西尾先生から今そういう弾力的な退職制度を設ける際に、東京都からの財源措置がないと非常に難しいのではないかというお話があって、それは非常に貴重なご意見でございまして、退職金制度というのは優秀な人材を集めてくる上で大事なんですけれども、東京都の制度と、今ご説明申し上げたような東京都の制度に今倣う形になっておりますけれども、それをそうじゃない部分を付加的にあれしたり、弾力的にしたりすると、その部分はある意味では法人が勝手にやった制度になってしまったりすると、それこそさっきの標準運営費交付金の中から退職手当財源をみずから捻出しな

ければならないというふうなことにもなりかねない場合もございますので、その辺は評価委員会の貴重なご意見として、むしろ東京都の方にしっかり伝える必要があるのかなというふうに思っておりますので、そこはテイクノートしながら、今後いろいろなことを考えていきたいというふうに思っております。

原島委員長 ほかにご意見はありませんか。

芳賀委員 この国際文化コースとかいうのがつくられるという、これは都市教養学部の中の1つのコースですか。

斎田副参事 人文社会系の中の、3つあるコースの中の1つのコースでございます。

芳賀委員 それは、このシステムデザインや健康福祉の方にも共通のコースというのではないわけね。都市教養学部の中の。

斎田副参事 都市教養学部の中のコースでございますが、先ほどのご説明資料の中で表記してございますが、システムデザイン学部に 18 年度に設置されますインダストリアルアートコースというのが、中身としては両者とも文理融合で、かなり共通する部分もありますので、単位バンクの仕組みなどを使って、いわゆる受けたいカリキュラムをかなり自由度高く受けられるようにしたいと考えてございます。

芳賀委員 そこはよく考えておいてくださるといいですね。それから、教員の間の交流とか共同研究もやると。それから、この国際文化の方では、例えば中国人とかアメリカ人とか、そういう人たちが教員に入っているかしら。別に国際でなくても。

斎田副参事 今の既存の先生で中国人の方やアメリカ人の方も入ってございますが。

芳賀委員 都立大の教師でもいるわけですね。

斎田副参事 はい、いらっしゃいます。

芳賀委員 その人たちは、今度首都大学東京にも残る予定ですか。

斎田副参事 はい、いらっしゃいます。

芳賀委員 その人たちはやっぱり学部長にはなれないわけですか。この間、何か国籍委員会があって、学部長や、教育審議会......

宮下参事 法人が今度公立大学法人になりますので公務員ではございません。

仙波委員 身分制度で、非公務員ということに法律上はなっていますよね。ですから、 公務員制度は受けない。

原島委員長 教員の採用は教授会からちょっとずれるような話でありますが、できたら 外国人と女性の比率を上げることを義務づけていただけませんかね。

芳賀委員 外国人は増やしてください。

原島委員長 外国人と女性が少ない社会というのはやっぱりおかしな社会ですから。

芳賀委員 それでこそやっぱり国際都市東京だし、首都大学東京だし。本当だな、それ は初めからそういう方針を。

原島委員長 これこそ、できたら数値目標ぐらい決めていただきたいぐらいです。

芳賀委員 だから、江戸東京研究だって何も日本人だけじゃなくて、アメリカにも大勢

いますし、非常に興味を持って、日本人よりももっとおもしろい研究やっている人は何人 もいますから。それから、江戸東京研究じゃなくても、都市研究になったらもっといるわ けだしね。香港にもいるだろうし、ロンドンにもいるだろうし。そういうところの人が、 ただ客員なんていうんじゃなくて、専任でやってきてとなるとおもしろいですね。

原島委員長 それはもう、採用のときの履歴書から国籍、性別、年齢などというのは当 然今度消して、大体顔を見れば男、女ぐらいはわかりますけれども、消してあることに非 常に意味がありますので。

よろしゅうございますか。特に、ほかにご意見がございませんようでしたら、評価委員会として、先ほどの案のとおり中期目標を了承いたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。十分なご意見いただきまして本当にありがとうございました。どうもありがとうございます。

それでは、次に金勘定の話が出ましたが、役員報酬基準の最後のページです。これをご 説明いただけますか。

泉水副参事 それでは、ご説明をいたします。最後のページでございますが、資料4で ございます。公立大学法人首都大学東京の役員報酬基準(案)についてでございます。

まず、法律上どうなっているかということでございまして、法人が役員報酬の基準を定めるに当たりましては、東京都知事に届出をするということになっております。その際、報酬基準につきましては、知事の方から評価委員会の方に通知がされるという仕組みでございます。そのときに、知事に意見を申し述べることができるということになっておりまして、そこで今回社会一般の情勢に適合した、そういう基準になっているかどうかということでご意見をちょうだいできればということでおかけをしているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、教員に任期制と年俸制を導入するということで予定をしておりますが、それと同様に年俸制を導入するということにしてございます。また、給与の水準でございますが、参考のところに掲げてございますけれども、東京都の指定職給料表の4号級から9号級の間、これを年収換算して設定をしているという考え方でございます。

なお、参考までに、この資料の右下に掲げてございますが、東京都内等の国立大学法人 の役員報酬の状況を掲げてございます。それと比較衡量いたしまして、バランスをとりま して年俸額の範囲を設定させていただいているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

原島委員長 ご意見ございますか。

いろいろな立場の委員がおられますので、それぞれの立場の社会常識と自分の給料とを 比較してご意見いただければよろしゅうございますが。

青木委員 企業の場合だと、毎年の経営目標値に対して、それを達成したかとか、そういうことを基準にして、いわゆる役員報酬は毎年変わるわけです。それは、株主総会で利益処分として総会の決議事項として皆さん、株主さんに、要するに役員がどれだけ懐に入

れてもいいよということを承認してもらうわけです。

原島委員長総額を決めるんですか。

青木委員 ええ、総額です。要するに、営業利益、経常利益とかいろいろあって、最後に純利益が残りますね。それで、そこのうちの何割を何%なり何なりを役員報酬にしまして決めるわけです。それは、根拠は明らかに利益が幾ら出たかということですし、それは逆に言えば年度の初めにどういうことをやりますと。ですから、仮にその利益が多少減っても、新しいことに投資するとか、それがうまくいっているというような説明があれば、もちろん株主さんは承認してくれるわけで、何か一定額が決まっていてずっと一生懸命働くインセンティブが何も働かないような構造ではないんですね。これも同じなんですか。それとも、何かもう決まっているんですか。

泉水副参事 この年俸の中に、さすがに民間企業のように全額を動かしているというわけにはいかないんですけれども、一定の割合の額につきまして、やはり業績を反映するという考え方をとりたいと思っています。詳細につきましては、法人が設立されてから具体的に設計をしたいと考えておりますが、一部業績反映する部分を含めての年俸制という考え方でございます。

青木委員 そのときには、今度は役員のそれぞれについてのばらつきというのは出てくるんでしょうか。つまり、会社ですと今度社長が各取締役の、その年の働きぐあいによってでこぼこつけるわけですが。

泉水副参事 詳細は、これから設計をさせていただきますので、場合によってはそういうケースも出てくる可能性はあると思います。

芳賀委員 それは、理事長が判定するの。

泉水副参事 基本的には理事長が評価をして判断すると。

芳賀委員 この役員というのは、学長だけじゃなくて、学部長とかそういうのも入って いるんですか。

泉水副参事 役員については学部長は入っておりません。

芳賀委員 学長だけですか。

泉水副参事 一応、理事長と、それから理事長と別に学長が置かれる場合は学長が副理 事長という扱いになります。それから、そのほか理事が置かれます。

芳賀委員 これは理事も入っているんですね。

柴崎委員 普通、企業が合併しますと役員数というのが減りますね。これは、合併した 理事の数というのはこれからどうなるんですか。

泉水副参事 東京都の局長級との比較がうまく均衡して、バランスして、うまく比較ができるかどうかというのは別だとは思うんですけれども、数的には増えないような努力をしていきたいと思っているんですが、全体的な報酬の総額的にも増えないような形で設定をしていきたいと思います。

青木委員 実際の大学の教員を初め、研究成果あるいはいろいろなものに対して評価を

やって、それを導入していくというのは、この中期目標の中に入っていたと思うんですよね。それは、具体的にどういう評価体系で、どういう体制でやるかというのは今からの議論かもしれないけれども、大学でそれをやってもらうからには、役員は当然率先してそれをやらないと、役員は一律の何かもらっていて、あと先生たちは採点するよというのはちょっとあれですから、やっぱり今おっしゃったように、若干でもいいからそこにメカニズムを作って差がつくというのをやってほしいですね。我々企業なんかは本当に 100 円違っても差がでても、この人は 100 円上だったというのは厳然として残るわけですね。だから、そういう何か評価というのを役員のこのレベルでも入れるというふうにはできないものでしょうか。

泉水副参事 そもそも法律上、役員の報酬につきましては業績を反映した業績給にする というところがまずそもそも書かれてございますので、そこは基本的にはそういう方針で す。それから、ちょっと詳細につきましては今後ということで、なるべく中期目標や中期 計画を反映するような形にはなろうかとは思いますが、そこはまだ細かいところなのでちょっと詰めきっておりません。

仙波委員 問題は、どの程度業績給というんですか、評価給、どのぐらいの割合を織り込むか、その辺いろいろ議論があると思うんですね。もちろん、民間の場合であっても、全部業績評価だと非常に不安定になりますから、ある水準までは定額で、プラスアルファのところは人によって業績を反映する、そういう形が多いと思うんです。だから、その辺の構成割合、これはいろいろかなり議論があると思うんですけれども、精神論からいったらある程度取り込む必要があるのかなということなんでしょうけれども、あと評価ですから、どのようにして客観的に公平に評価するか、それは必ず問題になると思うんですけれども、できればその辺の評価基準的なもの、あらかじめこういう項目、リーダーシップいろいろあると思うんです、役員としても。そういうのをあらかじめ評価のメルクマールと言いますか、そういうのも事前に整理検討されてあった方が後々いいのかなという感じがします。

芳賀委員 ことに大学は、青木さんのおっしゃる企業と違って、幾らもうけた損したということが出ないわけだから非常に評価が難しいんです。

仙波委員 例えば、先ほど外部資金を導入するとかありましたね。あれなんかも1つだと思うんです。要するに、外部資金も1つのアイデアかもしれませんね。

芳賀委員 だから、学生の応募率が去年よりもまた 3,000 人増えたとか、そういうこと は評価できるかもしれないですね。

原島委員長 そういう数値的なものもあると思いますけれども、例えば社会的にきちっと文化人としてリーダーシップをとったとか、そっちの方が大学の方というのはかなり大きいというのがありますね。

芳賀委員 特に、学長はね。

原島委員長 学長の場合。したがって、評価委員会をつくって学長を数値で評価するよ

りも、学長自身にプレジデンシャルレポートを書いていただいて、いかに格調高いものを 書いていただけるかとか。それはうれしいですね、正直言って。大学の人間だったら。

芳賀委員 実績と関係なく、幾らでも威厳のある立派なレポートは書けますけれども。

原島委員長 それも才能のうちだと思います。もちろん、それだけというわけじゃないですけれども、何かそういった面をやっぱり大学で1つの文化をしょっている、金を、利益をしょっている。

芳賀委員 まして首都大学東京、世界に冠たる東京の、東京で冠たる首都大学東京の総長ですからね。

原島委員長 リーダーシップをとったという。

芳賀委員 あらゆる分野で重きをなすと。石原都知事も総長が首振ってくれないと動けないとか、それぐらいのところまでいかないとね。この総長は、都知事の下にあるというんじゃないですよね。別だからいいんですね。

宮下参事 総長ではなくて学長というふうになります。それで、まず理事長は知事が任命します。学長以下役員は理事長が任命するという形になります。

芳賀委員 理事長が選考委員会を設ける。理事長1人で。

宮下参事 最初の学長については、定款で知事が指名する形になりますが、その次は学長選考会議で学長を選考して理事長が任命するという形になります。

芳賀委員 それを都議会にかけるとか、そういうことはないですね。

宮下参事 そういうことではなくて、あくまでも学長選考会議というのを法人の中に設けまして、そこで選考して、理事長が任命する。

芳賀委員 教員の方の年俸もいろいろ評価によって上がったり下がったりがあるんですか。役員だけじゃなくて。

宮下参事 年俸制で業績評価制度を入れることになっていまして、大体今の骨格的な考えは、年俸のうちの5割程度を基本給で、それから3割程度を職務給、残り2割を業績を反映しますという形で、その詳細な中身については、今検討委員会を設けてどういう中身にしていくか、評価をどうやっていくかということについては検討中ということです。

芳賀委員 かなり大きいですね、1,000 万円年俸だとすると、そのうち 200 万円が評価によってついたりつかなかったり、半分になったり、3分の1になったり。

宮下参事 その程度も含めてですね。ただ、全体のうちの2割程度を業績給として上げたり下げたりする。

芳賀委員 それは学内に評価委員会ができるわけですか。

宮下参事 今、学内で言います法人の準備組織で検討委員会を設けて、今度4月以降も 法人が立ち上がれば引き続きその検討委員会で検討していくという形になります。

西尾委員 東京都の指定職の俸給表、これは都知事もこれで俸給が決まっているんですか。

泉水副参事 特別職はまた別でございまして、東京都の場合特別職につきましては、報

酬等委員会という審議会の中でその答申を受けて決めるという形になります。

原島委員長特別職って何ですか。選挙で選ばれた人ですか。

泉水副参事 あと副知事や出納長と言いますか、その職も含みます。

西尾委員 そうすると、それよりは随分低い年俸の額になっている。6号級というやつ。

芳賀委員 特別職は、この年間 2.100 万円よりもっと高いわけか。

西尾委員 恐らくそうでしょう。

宮下参事 知事はもちろんそうです。知事や副知事は。

原島委員長 指定職というのはどういう職なんですか。

泉水副参事 基本的には局長級の役員です。

仙波委員 ちなみに、監事さんも役員で、監事さんの分も別なんですね。

泉水副参事はい。

芳賀委員 首都大学東京の学長は、こちらの年俸でいうと局長クラスになるんですか。 指定職じゃないわけですね。

宮下参事 公務員ではございません。

原島委員長 よろしゅうございますか。他人の給料とか、いろいろ興味があると存じますが。

青木委員 これを決議するに当たっては、例えばそういう評価を入れるというのをリコメンドするかどうか。

原島委員長 それは意見としてつけるかどうかですね。それは、青木さん、何かそうい う文章はないですか。何か一言で言う文章。例えば......

青木委員 議事録として、それは実際問題としてどの程度導入するかというのはあれかもしれませんけれども、何かこれを拝見すると、このまま一律にばっとこれで決めてしまって、皆さん同じ給与となってしまうんじゃないんですか。

泉水副参事 法律の仕組みとして、法律に既に書かれているんですが、業績給を導入しなさいと、役員の報酬については。それは地方独立行政法人法に書かれているところでございます。

原島委員長 書かれているとは言え、それをきちっとやってほしいということ、例えば 首都大学東京の役員報酬については、業績による評価を加算する、導入してほしいという ことをこの委員会でリコメンドする。青木さん、そんなことでよろしゅうございますか。

青木委員 そこまでいけば十分です。

泉水副参事 業績を適切に反映する。

原島委員長 そういう意見をここでつけてください。ありがとうございます。ぜひ必要 だと思います。

業績については、もちろんお金もあるだろうし、受験生の数もあるだろうし、きちんと したリーダーシップをとったとか、文化としてすばらしい首都であるという評判を得てい るとか、そういったことを総合的に考えてあげるとか、これはお任せしますし、大学の常 識というのがありますので、お願いします。

芳賀委員 学生募集はもう始まっているんですか。この4月から。

原島委員長で報告いただきましょうか。かなりいい評価を得ております。

宮下参事 2月2日までが出願期間であったわけなんですが、一応締め切って、まだ少し増えると思うんですが、現時点の状況で募集人員1,204名に対して、現時点で9,301名、昨年比で約1,500人程度上回る状況です。

芳賀委員 1.500 人程度増えた。

宮下参事 増えました。

芳賀委員 昨年度って、今度合わさる4つの大学か何か全部......

宮下参事 3つの大学の昨年の合計数と比較して1,500人多い。

芳賀委員 1,500 人増えた。どうしてですか。

宮下参事 そこの分析はこれからです。

原島委員長 間もなく予備校が分析してくれると思います。人数が増えたのと、試験が 終わったときに偏差値がちゃんと出てまいりますので。必ずしも相関はないんです。

仙波委員 今朝の日経新聞に載ってましたね。大学、公立大学の志願状況。

芳賀委員 この我々の大学も。

仙波委員 この大学もございました。あと国立大学ですね。

原島委員長 1月に入って急に評判を取り戻したようです。なぜだかわからないですけれどもね。

芳賀委員 この委員会のせいではないんですかね。多分そうでしょう。

それで、今度の大学には、こういう広報担当部はできるわけですね、入試広報部とか。 年中それをやっていかないと、これからは大学運営難しいですからね。それから、大学が 始まって初年度に、何かここに首都大学東京ありという、そういう事業は考えてないんで すか。

醍醐参事 目立つイベントをやろうと思っています。

紺野参事 今度オープンニングユニバーシティって開くんですけれども、それの何か開設で…。

大崎参事 開講記念講演とか、それからニューリーダー、ビジネスのトップリーダーと いうんでしょうか、そういう方々が 10 人ぐらいでリレー講演とかですね。

芳賀委員 八王子で。

大崎参事 八王子でもやりますし都心でもやります。

芳賀委員 ここをもっと使ったらいいじゃないですか。

大崎参事 ここも使います。

芳賀委員 ここじゃちょっと狭いかもしれませんね。

大崎参事 大会議場は700人最大で入ることができます。

芳賀委員 上の展望台、あれは夕方何時かになると閉まるんですか。

大崎参事 夜も営業しています。

芳賀委員 あそこ、毎週火曜、木曜は夕方6時には閉めて、それから9時まではこの大学が使うとか、そのくらいのことやってくれないですかね。

宮下参事 既にレストランも夜営業していますものですから。

芳賀委員 展望台で何かやるというのはいいんじゃないですか。そういうことも考えて、初年度は非常に大事ですからね。どれくらい学生がやってくるか。それから、教員はどれくらい意気込みを持ってやるか、新しいビジョンがどれくらい出てくるか。1期生というのは決定的ですから。

原島委員長 いずれにしろ、受験界からかなり注目を持たれたという数値が出たという ことだけは大変すばらしいことだと思いますので本当にありがとうございました。多分、 東京都も事務局もそれから先生方も大変な苦労をされたと思いますので、そういう点では 大変よかったと思います。

そういたしますと、先ほどの役員報酬の件は、先ほどの意見をつけた格好で案のとおり 了承するということで、この委員会として決めさせていただきます。

以上で、今回の議題は終了いたしましたが、何かつけ加えるようなことございますでしょうか。

では、今後の日程について事務局の方からお願いいたします。

泉水副参事 新年度に入りましては、実は4月1日に法人が正式に設立した後に、またこれまでご議論いただいた業務方法書や、今回の役員報酬基準等につきまして、法人が正式に立ち上がった後に実は委員会でご意見を正式にいただくという手続が必要でございますので、その点につきましては別途また調整をさせていただければと思っております。

原島委員長 それでよろしゅうございますか。それでは、本日の議題はこれで全部終わりでございます。どうもありがとうございました。

午後 4時55分閉会